

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和4年10月施行版)

令和4年10月

- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)
- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)
- A3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)
- A7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)
- AF 介護予防ケアマネジメント

桜井市 高齢福祉課

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード	項目	サービス名称	算定項目	合成 単位数	給付率	算定 単位		
A3	2001	包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)					
A3	2002	包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せて、上限額を超えた場合	1,176	90%		
A3	2003	包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せて、上限額を超えた場合	1,058	90%		
A3	2004	包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せて、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	× 90%	2,349	90%
A3	2005	包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せて、上限額を超えた場合	2,114	90%		
A3	2006	包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せて、上限額を超えた場合	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	× 90%	3,727	90%
							3,354	90%

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	2011	予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	268	90%		
A3	2012	予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	× 90%	241	90%
A3	2013	予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	272	90%		
A3	2014	予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	× 90%	244	90%
A3	2015	予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	287	90%		
A3	2016	予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	× 90%	258	90%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	2021	生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	225	90%		
A3	2022	生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	× 90%	203	90%
A3	2023	生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	225	90%		
A3	2024	生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	× 90%	203	90%
A3	2025	生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	225	90%		
A3	2026	生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	× 90%	203	90%

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2031	訪問型サービス初回加算			200	90%
A3	2032	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100	90%
A3	2033	訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	90%

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	2041	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001~2006と算定>	170	90%
A3	2042	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001~2006と算定>	124	90%
A3	2043	包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001~2006と算定>	68	90%
A3	2044	包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001~2006と算定>	78	90%
A3	2045	包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001~2006と算定>	52	90%
A3	2046	包括報酬型サービスⅠ-介護職員等ベースアップ等支援加算	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2001~2006と算定>	30	90%

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	2051	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011~2016と算定>	39	90%
A3	2052	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011~2016と算定>	29	90%
A3	2053	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011~2016と算定>	16	90%
A3	2054	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011~2016と算定>	18	90%
A3	2055	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011~2016と算定>	12	90%
A3	2056	予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2011~2016と算定>	7	90%

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	2061	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2021~2026と算定>	31	90%
A3	2062	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2021~2026と算定>	23	90%
A3	2063	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2021~2026と算定>	12	90%
A3	2064	生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2021~2026と算定>	5	90%

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位	
A3	包括	2101 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	1,176	80%	1月につき	
A3		2102 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	× 80%	1,058		80%
A3		2103 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	2,349	80%		
A3		2104 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	× 80%	2,114		80%
A3		2105 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	3,727	80%		
A3		2106 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	× 80%	3,354		80%

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2111 予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	268	80%	1回につき	
A3		2112 予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	× 80%	241		80%
A3		2113 予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	272	80%		
A3		2114 予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	× 80%	244		80%
A3		2115 予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	287	80%		
A3		2116 予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	× 80%	258		80%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2121 生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	225	80%	1回につき	
A3		2122 生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	× 80%	203		80%
A3		2123 生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	225	80%		
A3		2124 生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	× 80%	203		80%
A3		2125 生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	225	80%		
A3		2126 生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	× 80%	203		80%

●加算用サービスコード1(共通)

A3	2131 訪問型サービス初回加算			200	80%	1月につき
A3	2132 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100	80%	
A3	2133 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	80%	

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	包括	2141 包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	170	80%	1月につき
A3		2142 包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	124	80%	
A3		2143 包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	68	80%	
A3		2144 包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	78	80%	
A3		2145 包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	52	80%	
A3		2146 包括報酬型サービスⅠ-介護職員等ベースアップ等支援加算	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2101~2106と算定>	30	80%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	回数	2151 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	39	80%	1回につき
A3		2152 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	29	80%	
A3		2153 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	16	80%	
A3		2154 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	18	80%	
A3		2155 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	12	80%	
A3		2156 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2111~2116と算定>	7	80%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2161 生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121~2126と算定>	31	80%	1回につき
A3		2162 生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121~2126と算定>	23	80%	
A3		2163 生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121~2126と算定>	12	80%	
A3		2164 生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2121~2126と算定>	5	80%	

3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)

●包括報酬型サービスコード

サービスコード	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位	
A3	包括	2201 包括報酬型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	1,176	70%	1月につき	
A3		2202 包括報酬型サービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	× 70%	1,058		70%
A3		2203 包括報酬型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	2,349	70%		
A3		2204 包括報酬型サービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	× 70%	2,114		70%
A3		2205 包括報酬型サービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	3,727	70%		
A3		2206 包括報酬型サービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※予防型身体ヘルプのみまたは生活援助ヘルプとの組合せで、上限額を超えた場合	× 70%	3,354		70%

●予防型身体ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2211 予防型身体ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	268	70%	1回につき	
A3		2212 予防型身体ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で4回まで算定可	× 70%	241		70%
A3		2213 予防型身体ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	272	70%		
A3		2214 予防型身体ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で5回から8回まで算定可	× 70%	244		70%
A3		2215 予防型身体ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	287	70%		
A3		2216 予防型身体ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で9回から12回まで算定可	× 70%	258		70%

●生活援助ヘルプサービス単独コード

A3	回数	2221 生活援助ヘルプサービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	225	70%	1回につき	
A3		2222 生活援助ヘルプサービスⅠ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	※1月の中で全部で5回まで算定可	× 70%	203		70%
A3		2223 生活援助ヘルプサービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	225	70%		
A3		2224 生活援助ヘルプサービスⅡ・同一建物	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	※1月の中で全部で10回まで算定可	× 70%	203		70%
A3		2225 生活援助ヘルプサービスⅢ	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	225	70%		
A3		2226 生活援助ヘルプサービスⅢ・同一建物	要支援2 (週3回程度)	※1月の中で全部で15回まで算定可	× 70%	203		70%

●加算用サービスコード1(共通)

A3	回数	2231 訪問型サービス初回加算			200	70%	1月につき
A3		2232 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100	70%	
A3		2233 訪問型サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	70%	

●加算用サービスコード2(包括報酬型用)

A3	包括	2241 包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	170	70%	1月につき
A3		2242 包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	124	70%	
A3		2243 包括報酬型サービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	68	70%	
A3		2244 包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	78	70%	
A3		2245 包括報酬型サービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	52	70%	
A3		2246 包括報酬型サービスⅠ-介護職員等ベースアップ等支援加算	※週2回相当の場合は2回分、週3回相当の場合は3回分算定	<2201~2206と算定>	30	70%	

●加算用サービスコード3(予防型身体ヘルプサービス用)

A3	回数	2251 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	39	70%	1回につき
A3		2252 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	29	70%	
A3		2253 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	16	70%	
A3		2254 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	18	70%	
A3		2255 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	12	70%	
A3		2256 予防型身体ヘルプサービスⅠ-介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで、週3回相当は12回まで	<2211~2216と算定>	7	70%	

●加算用サービスコード4(生活援助ヘルプサービス用)

A3	回数	2261 生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅰ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221~2226と算定>	31	70%	1回につき
A3		2262 生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅱ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221~2226と算定>	23	70%	
A3		2263 生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員処遇改善加算Ⅲ	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221~2226と算定>	12	70%	
A3		2264 生活援助ヘルプサービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ-介護職員等ベースアップ等支援加算	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで、週3回相当は15回まで	<2221~2226と算定>	5	70%	

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(1割負担)

(1) 予防型サービス

◎基本報酬

サービスコード	サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付率	算定 単位
A7	3101 予防型サービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1672	90%	1月につき
A7	3102 予防型サービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3428	90%	1月につき
A7	3103 予防型サービス・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		1296	90%	1月につき
A7	3104 予防型サービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		1170	90%	1月につき
A7	3105 予防型サービス・定超・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		794	90%	1月につき
A7	3106 予防型サービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		1170	90%	1月につき
A7	3107 予防型サービス・人欠・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		794	90%	1月につき
A7	3111 予防型サービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	384	90%	1回につき
A7	3112 予防型サービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	395	90%	1回につき
A7	3113 予防型サービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		309	90%	1回につき
A7	3114 予防型サービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		269	90%	1回につき
A7	3115 予防型サービス・定超・同一建物(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		194	90%	1回につき
A7	3116 予防型サービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		269	90%	1回につき
A7	3117 予防型サービス・人欠・同一建物(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		194	90%	1回につき

◎加算

A7	3121 予防型サービス若年性認知症受入加算			240	90%	1月につき	
A7	3122 予防型サービス生活機能向上グループ活動加算			100	90%		
A7	3123 予防型サービス運動器機能向上加算			225	90%		
A7	3124 予防型サービス口腔機能向上加算 I			150	90%		
A7	3125 予防型サービス口腔機能向上加算 II			160	90%		
A7	3126 予防型サービス生活機能向上連携加算 I	※ 3月に1回のみ算定可		100	90%		
A7	3127 予防型サービス生活機能向上連携加算 II			200	90%		
A7	3128 予防型サービス生活機能向上連携加算 III	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	90%		
A7	3129 予防型サービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	90%		
A7	3130 予防型サービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	90%		
A7	3131 予防型サービス選択的サービス複数実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上		480	90%		
A7	3132 予防型サービス選択的サービス複数実施加算 II	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700	90%		
A7	3133 予防型サービス事業所評価加算			120	90%		
A7	3134 予防型サービス栄養アセスメント加算			50	90%		
A7	3135 予防型サービス栄養改善加算			200	90%		
A7	3136 予防型サービス口腔・栄養スクリーニング加算 I	※ 6月に1回のみ算定可		20	90%		
A7	3137 予防型サービス口腔・栄養スクリーニング加算 II	※ 6月に1回のみ算定可		5	90%		
A7	3138 予防型サービス科学的介護推進体制加算			40	90%		
A7	3141 予防型サービス提供体制強化加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3101～3107と算定>	88	90%		1月につき
A7	3142 予防型サービス提供体制強化加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3101～3107と算定>	72	90%		
A7	3143 予防型サービス提供体制強化加算 III (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3101～3107と算定>	24	90%		
A7	3144 予防型サービス提供体制強化加算 I (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3117と算定>	22	90%	1回につき	
A7	3145 予防型サービス提供体制強化加算 II (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3117と算定>	18	90%		
A7	3146 予防型サービス提供体制強化加算 III (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3117と算定>	6	90%		
A7	3151 予防型サービス介護職員処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3101～3107と算定>	101	90%	1月につき	
A7	3152 予防型サービス介護職員処遇改善加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3101～3107と算定>	73	90%		
A7	3153 予防型サービス介護職員処遇改善加算 III (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3101～3107と算定>	39	90%		
A7	3154 予防型サービス介護職員処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3117と算定>	23	90%	1回につき	
A7	3155 予防型サービス介護職員処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3117と算定>	17	90%		
A7	3156 予防型サービス介護職員処遇改善加算 III (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3117と算定>	9	90%		
A7	3157 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3151～3153と算定>	21	90%	1月につき	
A7	3158 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3151～3153と算定>	17	90%		
A7	3159 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3154～3156と算定>	5	90%	1回につき	
A7	3160 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3154～3156と算定>	4	90%		
A7	3161 予防型サービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3101～3107と算定>	19	90%	1月につき	
A7	3162 予防型サービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3111～3117と算定>	4	90%	1回につき	

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード 種類	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位		
A7	包括	3201 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1672	90%	1月につき		
A7		3202 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3428	90%	1月につき		
A7	回数	3211 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	325	90%	1回につき		
A7		3212 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	335	90%	1回につき		
A7		3231 機能訓練デイサービス運動器機能向上加算			225	90%	1月につき		
A7		3232 機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	90%			
A7		3233 機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	90%			
A7		3234 機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	90%			
A7		3235 機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	90%			
A7		3236 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算 I			150	90%			
A7		3237 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算 II			160	90%			
A7		3238 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(I)	※3月に1回のみ算定可		100	90%			
A7		3239 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(II)			200	90%			
A7		3240 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(III)	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	90%			
A7		包括	3241 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201または3202と算定>	101		90%	1月につき
A7			3242 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201または3202と算定>	73		90%	
A7	3243 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 III (包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201または3202と算定>	39	90%			
A7	回数	3244 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211または3212と算定>	20	90%	1回につき		
A7		3245 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211または3212と算定>	14	90%			
A7		3246 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 III (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211または3212と算定>	8	90%			
A7	包括	3247 機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3201または3202と算定>	19	90%	1月につき		
A7	回数	3248 機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3211または3212と算定>	4	90%	1回につき		
A7		3250 機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	90%	1月につき		

(3)ミニデイサービス

サービスコード 種類	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位		
A7	包括	3301 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1672	90%	1月につき		
A7		3302 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3428	90%	1月につき		
A7	回数	3311 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	269	90%	1回につき		
A7		3312 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	276	90%	1回につき		
A7		3321 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算		50	90%	1回につき		
A7		3331 ミニデイサービス運動器機能向上加算			225	90%	1月につき		
A7		3332 ミニデイサービス栄養アセスメント加算			50	90%			
A7		3333 ミニデイサービス栄養改善加算			200	90%			
A7		3334 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	90%			
A7		3335 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	90%			
A7		3336 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上		480	90%			
A7		3337 ミニデイサービス口腔機能向上加算 I			150	90%			
A7		3338 ミニデイサービス口腔機能向上加算 II			160	90%			
A7		3339 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算			40	90%			
A7		包括	3341 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301または3302と算定>	101		90%	1月につき
A7			3342 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301または3302と算定>	73		90%	
A7			3343 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 III (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301または3302と算定>	39		90%	
A7	回数	3344 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311または3312と算定>	16	90%	1回につき		
A7		3345 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311または3312と算定>	12	90%			
A7		3346 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 III (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311または3312と算定>	6	90%			
A7	包括	3347 ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3301または3302と算定>	19	90%	1月につき		
A7	回数	3348 ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3311または3312と算定>	3	90%	1回につき		

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,672単位、要支援2は3,428単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(2割負担)

(1) 予防型サービス

◎基本報酬

サービスコード	項目	サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付率	算定 単位
A7		3401 予防型サービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1672	80%	1月につき
A7		3402 予防型サービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3428	80%	1月につき
A7		3403 予防型サービス・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		1296	80%	1月につき
A7	包括	3404 予防型サービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		1170	80%	1月につき
A7		3405 予防型サービス・定超・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		794	80%	1月につき
A7		3406 予防型サービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		1170	80%	1月につき
A7		3407 予防型サービス・人欠・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		794	80%	1月につき
A7		3411 予防型サービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	384	80%	1回につき
A7		3412 予防型サービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	395	80%	1回につき
A7		3413 予防型サービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		309	80%	1回につき
A7	回数	3414 予防型サービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		269	80%	1回につき
A7		3415 予防型サービス・定超・同一建物(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		194	80%	1回につき
A7		3416 予防型サービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		269	80%	1回につき
A7		3417 予防型サービス・人欠・同一建物(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		194	80%	1回につき

◎加算

A7		3421 予防型サービス若年性認知症受入加算			240	80%	
A7		3422 予防型サービス生活機能向上グループ活動加算			100	80%	
A7		3423 予防型サービス運動器機能向上加算			225	80%	
A7		3424 予防型サービス口腔機能向上加算 I			150	80%	
A7		3425 予防型サービス口腔機能向上加算 II			160	80%	
A7		3426 予防型サービス生活機能向上連携加算 I	※ 3月に1回のみ算定可		100	80%	
A7		3427 予防型サービス生活機能向上連携加算 II			200	80%	
A7		3428 予防型サービス生活機能向上連携加算 III	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	80%	
A7		3429 予防型サービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	80%	1月につき
A7		3430 予防型サービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	80%	
A7		3431 予防型サービス選択的サービス複数実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上		480	80%	
A7		3432 予防型サービス選択的サービス複数実施加算 II	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700	80%	
A7		3433 予防型サービス事業所評価加算			120	80%	
A7		3434 予防型サービス栄養アセスメント加算			50	80%	
A7		3435 予防型サービス栄養改善加算			200	80%	
A7		3436 予防型サービス口腔・栄養スクリーニング加算 I	※ 6月に1回のみ算定可		20	80%	
A7		3437 予防型サービス口腔・栄養スクリーニング加算 II	※ 6月に1回のみ算定可		5	80%	
A7		3438 予防型サービス科学的介護推進体制加算			40	80%	
A7	包括	3441 予防型サービス提供体制強化加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3401～3407と算定>	88	80%	1月につき
A7		3442 予防型サービス提供体制強化加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3401～3407と算定>	72	80%	
A7		3443 予防型サービス提供体制強化加算 III (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3401～3407と算定>	24	80%	
A7	回数	3444 予防型サービス提供体制強化加算 I (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	22	80%	1回につき
A7		3445 予防型サービス提供体制強化加算 II (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	18	80%	
A7		3446 予防型サービス提供体制強化加算 III (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	6	80%	
A7	包括	3451 予防型サービス介護職員処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3401～3407と算定>	101	80%	1月につき
A7		3452 予防型サービス介護職員処遇改善加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3401～3407と算定>	73	80%	
A7		3453 予防型サービス介護職員処遇改善加算 III (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3401～3407と算定>	39	80%	
A7	回数	3454 予防型サービス介護職員処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	23	80%	1回につき
A7		3455 予防型サービス介護職員処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	17	80%	
A7		3456 予防型サービス介護職員処遇改善加算 III (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	9	80%	
A7	包括	3457 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3451～3453と算定>	21	80%	1月につき
A7		3458 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3451～3453と算定>	17	80%	
A7	回数	3459 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3454～3456と算定>	5	80%	1回につき
A7		3460 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3454～3456と算定>	4	80%	
A7	包括	3461 予防型サービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3401～3407と算定>	19	80%	1月につき
A7	回数	3462 予防型サービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3411～3417と算定>	4	80%	1回につき

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位		
A7	包括	3501 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1672	80%	1月につき		
A7		3502 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3428	80%	1月につき		
A7	回数	3511 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	325	80%	1回につき		
A7		3512 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	335	80%	1回につき		
A7		3521 機能訓練デイサービス運動器機能向上加算			225	80%	1月につき		
A7		3522 機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	80%			
A7		3533 機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	80%			
A7		3534 機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	80%			
A7		3535 機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	80%			
A7		3536 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算 I			150	80%			
A7		3537 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算 II			160	80%			
A7		3538 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(I)	※3月に1回のみ算定可		100	80%			
A7		3539 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(II)			200	80%			
A7		3540 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(III)	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	80%			
A7		包括	3541 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501または3502と算定>	101		80%	1月につき
A7			3542 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501または3502と算定>	73		80%	
A7	3543 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 III (包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501または3502と算定>	39	80%			
A7	回数	3544 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511または3512と算定>	20	80%	1回につき		
A7		3545 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511または3512と算定>	14	80%			
A7		3546 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 III (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511または3512と算定>	8	80%			
A7	包括	3547 機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3501または3502と算定>	19	80%	1月につき		
A7	回数	3548 機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3511または3512と算定>	4	80%	1回につき		
A7		3550 機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	80%	1月につき		

(3)ミニデイサービス

サービスコード	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位		
A7	包括	3601 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1672	80%	1月につき		
A7		3602 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3428	80%	1月につき		
A7	回数	3611 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	269	80%	1回につき		
A7		3612 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	276	80%	1回につき		
A7		3622 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算		50	80%	1月につき		
A7		3631 ミニデイサービス運動器機能向上加算			225	80%			
A7		3632 ミニデイサービス栄養アセスメント加算			50	80%			
A7		3633 ミニデイサービス栄養改善加算			200	80%			
A7		3634 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1			480	80%			
A7		3635 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2			480	80%			
A7		3636 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 3			480	80%			
A7		3637 ミニデイサービス口腔機能向上加算 I			150	80%			
A7		3638 ミニデイサービス口腔機能向上加算 II			160	80%			
A7		3639 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算			40	80%			
A7		包括	3641 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601または3602と算定>	101		80%	1月につき
A7			3642 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 II (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601または3602と算定>	73		80%	
A7	3643 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 III (包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601または3602と算定>	39	80%			
A7	回数	3644 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611または3612と算定>	16	80%	1回につき		
A7		3645 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611または3612と算定>	12	80%			
A7		3646 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 III (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611または3612と算定>	6	80%			
A7	包括	3647 ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3601または3602と算定>	19	80%	1月につき		
A7	回数	3648 ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3611または3612と算定>	3	80%	1回につき		

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,672単位、要支援2は3,428単位を上限とします。

7 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担)

(1) 予防型サービス

◎基本報酬

サービスコード	項目	サービス名称	算定要件		合成 単位数	給付率	算定 単位
A7	包括	3701 予防型サービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※5回以上利用時に算定可	1672	70%	1月につき
A7		3702 予防型サービス2(包括)	要支援2	※9回以上利用時に算定可	3428	70%	1月につき
A7		3703 予防型サービス・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		1296	70%	1月につき
A7		3704 予防型サービス・定超(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		1170	70%	1月につき
A7		3705 予防型サービス・定超・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		794	70%	1月につき
A7		3706 予防型サービス・人欠(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		1170	70%	1月につき
A7		3707 予防型サービス・人欠・同一建物(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること		794	70%	1月につき
A7	回数	3711 予防型サービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※4回まで算定可	384	70%	1回につき
A7		3712 予防型サービス2(回数)	要支援2	※8回まで算定可	395	70%	1回につき
A7		3713 予防型サービス・同一建物減算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		309	70%	1回につき
A7		3714 予防型サービス・定超(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		269	70%	1回につき
A7		3715 予防型サービス・定超・同一建物(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		194	70%	1回につき
A7		3716 予防型サービス・人欠(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		269	70%	1回につき
A7		3717 予防型サービス・人欠・同一建物(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可		194	70%	1回につき

◎加算

A7	3721	予防型サービス若年性認知症受入加算			240	70%	1月につき	
A7	3722	予防型サービス生活機能向上グループ活動加算			100	70%		
A7	3723	予防型サービス運動器機能向上加算			225	70%		
A7	3724	予防型サービス口腔機能向上加算 I			150	70%		
A7	3725	予防型サービス口腔機能向上加算 II			160	70%		
A7	3726	予防型サービス生活機能向上連携加算 I	※ 3月に1回のみ算定可		100	70%		
A7	3727	予防型サービス生活機能向上連携加算 II			200	70%		
A7	3728	予防型サービス生活機能向上連携加算 III	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	70%		
A7	3729	予防型サービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	70%		
A7	3730	予防型サービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	70%		
A7	3731	予防型サービス選択的サービス複数実施加算 I 3	栄養改善及び口腔機能向上		480	70%		
A7	3732	予防型サービス選択的サービス複数実施加算 II	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700	70%		
A7	3733	予防型サービス事業所評価加算			120	70%		
A7	3734	予防型サービス栄養アセスメント加算			50	70%		
A7	3735	予防型サービス栄養改善加算			200	70%		
A7	3736	予防型サービス口腔・栄養スクリーニング加算 I	※ 6月に1回のみ算定可		20	70%		
A7	3737	予防型サービス口腔・栄養スクリーニング加算 II	※ 6月に1回のみ算定可		5	70%		
A7	3738	予防型サービス科学的介護推進体制加算			40	70%		
A7	包括	3741 予防型サービス提供体制強化加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3701～3707と算定>	88	70%		1月につき
A7		3742 予防型サービス提供体制強化加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3701～3707と算定>	72	70%		
A7		3743 予防型サービス提供体制強化加算 III(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3701～3707と算定>	24	70%		
A7	回数	3744 予防型サービス提供体制強化加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	22	70%	1回につき	
A7		3745 予防型サービス提供体制強化加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	18	70%		
A7		3746 予防型サービス提供体制強化加算 III(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	6	70%		
A7	包括	3751 予防型サービス介護職員処遇改善加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3701～3707と算定>	101	70%	1月につき	
A7		3752 予防型サービス介護職員処遇改善加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3701～3707と算定>	73	70%		
A7		3753 予防型サービス介護職員処遇改善加算 III(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3701～3707と算定>	39	70%		
A7	回数	3754 予防型サービス介護職員処遇改善加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	23	70%	1回につき	
A7		3755 予防型サービス介護職員処遇改善加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	17	70%		
A7		3756 予防型サービス介護職員処遇改善加算 III(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	9	70%		
A7	包括	3757 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 I(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3751～3753と算定>	21	70%	1月につき	
A7		3758 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 II(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3751～3753と算定>	17	70%		
A7	回数	3759 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 I(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3754～3756と算定>	5	70%	1回につき	
A7		3760 予防型サービス介護職員等特定処遇改善加算 II(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3754～3756と算定>	4	70%		
A7	包括	3761 予防型サービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回算定すること	<3701～3707と算定>	19	70%	1月につき	
A7	回数	3762 予防型サービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は4回まで、週2回相当は8回まで算定可	<3711～3717と算定>	4	70%	1回につき	

(2)機能訓練デイサービス

サービスコード 種類	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
A7	包括	3801 機能訓練デイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※6回以上利用時に算定可	1672	70%	1月につき
A7		3802 機能訓練デイサービス2(包括)	要支援2	※11回以上利用時に算定可	3428	70%	1月につき
A7	回数	3811 機能訓練デイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※5回まで算定可	325	70%	1回につき
A7		3812 機能訓練デイサービス2(回数)	要支援2	※10回まで算定可	335	70%	1回につき
A7		3821 機能訓練デイサービス運動器機能向上加算			225	70%	1月につき
A7		3822 機能訓練デイサービス栄養アセスメント加算			50	70%	
A7		3823 機能訓練デイサービス栄養改善加算			200	70%	
A7		3824 機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1	運動器機能向上及び栄養改善		480	70%	
A7		3825 機能訓練デイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2	運動器機能向上及び口腔機能向上		480	70%	
A7		3826 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算 I			150	70%	
A7		3827 機能訓練デイサービス口腔機能向上加算 II			160	70%	
A7		3828 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(I)	※3月に1回のみ算定可		100	70%	
A7		3829 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(II)			200	70%	
A7		3830 機能訓練デイサービス生活機能向上連携加算(III)	(運動器機能向上加算を算定している場合)		100	70%	
A7		包括	3831 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801または3802と算定>	101	
A7	3832 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 II (包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801または3802と算定>	73	70%	
A7	3833 機能訓練デイサービス介護職員処遇改善加算 III (包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801または3802と算定>	39	70%	
A7	回数	3834 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811または3812と算定>	20	70%	1回につき
A7		3835 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811または3812と算定>	14	70%	
A7		3836 機能訓練デイサービス介護職員等処遇改善加算 III (回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811または3812と算定>	8	70%	
A7	包括	3837 機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3801または3802と算定>	19	70%	1月につき
A7	回数	3838 機能訓練デイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は5回まで、週2回相当は10回まで算定可	<3811または3812と算定>	4	70%	1回につき
A7		3840 機能訓練デイサービス科学的介護推進体制加算			40	70%	1月につき

(3)ミニデイサービス

サービスコード 種類	項目	サービス名称	算定項目		合成 単位数	給付率	算定 単位
A7	包括	3901 ミニデイサービス1(包括)	事業対象者・要支援1	※7回以上利用時に算定可	1672	70%	1月につき
A7		3902 ミニデイサービス2(包括)	要支援2	※13回以上利用時に算定可	3428	70%	1月につき
A7	回数	3911 ミニデイサービス1(回数)	事業対象者・要支援1	※6回まで算定可	269	70%	1回につき
A7		3912 ミニデイサービス2(回数)	要支援2	※12回まで算定可	276	70%	1回につき
A7		3921 ミニデイ入浴加算	※桜井市独自設定加算		50	70%	1月につき
A7		3931 ミニデイサービス運動器機能向上加算			225	70%	
A7		3932 ミニデイサービス栄養アセスメント加算			50	70%	
A7		3933 ミニデイサービス栄養改善加算			200	70%	
A7		3934 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 1			480	70%	
A7		3935 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 2			480	70%	
A7		3936 ミニデイサービス選択的サービス複数実施加算 I 3			480	70%	
A7		3937 ミニデイサービス口腔機能向上加算 I			150	70%	
A7		3938 ミニデイサービス口腔機能向上加算 II			160	70%	
A7		3939 ミニデイサービス科学的介護推進体制加算			40	70%	
A7		包括	3941 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 I (包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901または3902と算定>	101	
A7	3942 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 II (包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901または3902と算定>	73	70%	
A7	3943 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 III (包括)		※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901または3902と算定>	39	70%	
A7	回数	3944 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 I (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911または3912と算定>	16	70%	1回につき
A7		3945 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 II (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911または3912と算定>	12	70%	
A7		3946 ミニデイサービス介護職員処遇改善加算 III (回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911または3912と算定>	6	70%	
A7	包括	3947 ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(包括)	※週2回相当利用時は2回分算定すること	<3901または3902と算定>	19	70%	1月につき
A7	回数	3948 ミニデイサービス介護職員等ベースアップ等支援加算(回数)	※週1回相当は6回まで、週2回相当は12回まで算定可	<3911または3912と算定>	3	70%	1回につき

※ ミニデイ入浴加算は、桜井市が独自で設定する加算です。基本報酬と併せて事業対象者・要支援1は1,672単位、要支援2は3,428単位を上限とします。

F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
AF	2100	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA	438	1月につき
AF	2101	介護予防ケアマネジメントA・初回	介護予防ケアマネジメントA+初回加算	738	
AF	2102	介護予防ケアマネジメントA・連携	介護予防ケアマネジメントA+委託連携加算	738	
AF	2103	介護予防ケアマネジメントA・初回・連携	介護予防ケアマネジメントA+初回加算+委託連携加算	1038	
AF	2300	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメントC	438	
AF	2301	介護予防ケアマネジメントC・初回	介護予防ケアマネジメントC+初回加算	738	